

呉市観光誘客キャンペーン事業 「くれポン」

呉市の宿泊に誘導し、飲食やおみやげの購入などに誘導するための取り組み「くれポン」を実施します。本事業では、宿泊助成施設へ宿泊した方の宿泊料金を1泊につき千円助成し、千円のクーポン券を1枚配布します。配布したクーポン券はクーポン券利用可能店で使用できます。本事業の参画事業者を募集します。

※協力：呉商工会議所、呉広域商工会、広島県中小企業家同友会呉支部

宿泊助成

宿泊助成施設へ宿泊する方に1泊1千円を助成する。

クーポン券

クーポン券利用可能店での飲食や買い物、観光体験素材等のサービスで使用でき、宿泊助成施設で宿泊する方に1千円のクーポン券を1泊につき1枚配布する。

利用対象者

宿泊助成施設へ宿泊するすべての方

宿泊助成施設

- (1) 呉市内に所在地を置く施設であること。
- (2) 旅館業法で規定する旅館業を営む者で、令和5年1月1日時点で営業の許可を受けている施設であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施している施設であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設ではないこと。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない施設であること。

クーポン券 利用可能店

- (1) 中小企業基本法第2条の規定のいずれかに該当する者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施している施設であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 呉市内に店舗、事業所を有し、買い物や飲食、観光体験素材等のサービスの提供をできる者
- (5) 公共施設ではないこと。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない施設であること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営む者ではないこと。（第2条4項に規定する接待飲食等営業を営む者は除く）
- (8) 法令及び公序良俗に反する施設ではないこと。

事業期間

令和5年3月10日（金）～4月29日（土）まで
※宿泊助成は令和5年4月28日宿泊分まで対象

申込方法

「呉グル」サイト内に参画事業者募集用ページを作成しています。詳細については次のURLよりご確認いただき、くれポン事務局へ1月10日から2月10日（金）までに申請書をご提出ください。
URL：<https://kureguru.com/kurepon/>（1月10日より閲覧可能）



【事業実施主体】呉市産業部観光振興課

【申込・問い合わせ先】呉観光誘客キャンペーン「くれポン」事務局

〒737-0056 呉市朝日町14-7 5F TEL：080-6108-9090（平日 8:30～17:00）

くれポンへの参画に係るQ & A

Q 1 クーポン券利用可能店は対象者に中小企業基本法第2条の規定に該当する者とあるが、具体的な条件は。

A 1 クーポン券利用可能店に申請可能な事業者（中小企業者）は次の表のとおりです。また、法人格のない個人事業主も対象です。（みなし大企業は対象外です。）

業種	中小企業者 (次のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※資本金の額とは、株式会社における払込済資本の額を、出資の総額は、合名会社、合資会社又は合同会社の出資の総額をいうものです。

また、常時使用する従業員の数とは、労働基準法第21条において「解雇の予告を必要としない者」として規定される者を除いた従業員の数です。

みなし大企業とは、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社を指します。

Q 2 呉市に本社がある必要があるか。

A 2 呉市内に店舗・事業所等を有し、事業活動を行っている事業者であれば対象です。

Q 3 本事業を利用できる人の条件は。

A 3 呉市内に宿泊する方で、新型コロナウイルスワクチンを3回接種している、またはPCR・抗原検査で陰性結果の通知を受けている方です。ただし、12歳未満の方が、同居する親族等と利用する場合は、ワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性確認は不要です。

Q 4 クーポン券は、どのようなことに使えるのか。

A 4 本事業に参画している呉市内の事業者が提供する飲食、お土産の購入、観光体験サービスなどに利用できます。ただし、次のことには利用できません。

- ・たばこの購入 ・ギャンブルへの利用
- ・消費に当たらないもの（出資、有価証券の購入等）
- ・換金性の高いもの（切手、宝くじ、商品券等） など

Q 5 やっぱ広島じゃ割を適用した宿泊プランを販売しているが、併用は可能か。

A 5 可能です。ただし、併用可とする場合は、やっぱ広島じゃ割事務局へご連絡ください。

Q 6 事業開始前に受け付けた予約にも割引を適用することは可能か。

A 6 可能です。ただし、予約受付時にクレジット等による事前決済にて割引前の宿泊料金で支払いが完了している場合は、利用者が宿泊した際に1千円のキャッシュバックをお願いします。

Q 7 OTA（インターネット上で予約から精算まで完了するもの）または旅行代理店で宿泊プランを販売することは可能か。また、販売可能な場合の注意点は。

A 7 可能です。注意点としては、OTA等で販売する宿泊プランの料金を割引した宿泊料金で販売するよう各事業者にて調整をお願いします。

Q 8 宿泊助成交付金・クーポン券交付金の申請から精算完了までの流れは。

A 8 交付金の申請から精算完了までのイメージは次のとおりです。

